

公開・非公開

☒ 公開
☐ 部分公開
☐ 非公開

令和8年度 第1回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議 会議録

- 1 開催日時 令和8年9月1日（火） 午後1時30分から午後3時30分
- 2 開催場所 浜松市口腔保健医療センター 講座室
- 3 出席状況

種別	人数	氏名等	
委員 43 出席 26 Zoom 参加 14 欠席 3	専門 委員 18	田中 尉公	浜松市警察部
		山本 晃久	静岡県弁護士会浜松支部
		鈴木 裕隆	静岡地方法務局浜松支局 <欠席>
		河合 洋子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
		多々内友美子	浜松市医師会(産婦人科医会)
		村山 恵子	浜松市医師会(小児科医会)
		大嶋 正浩	静岡県精神神経科診療所協会
		貴志 章代	浜松市歯科医師会
		野寄 秀明	浜松市薬剤師会
		齋藤 由美	浜松市助産師会
	出席 15 欠席 3	杉山 晴康	浜松市民生委員児童委員協議会
		中村 勝彦	浜松民間保育園長会
		前田美知代	浜松市私立幼稚園協会 <欠席>
		松本 知子	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(障害児入所施設等)
		徳田 義盛	浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会(児童養護施設)
		中林 正剛	浜松市里親会 <欠席>
	市 25 出席 11 Zoom 参加 14	久野 友広	浜松市児童家庭支援センター
		後藤翔一朗	浜松市障がい者基幹相談支援センター
		野田 志保	こども家庭部長(要保護児童対策地域協議会会長)
		池田 健人	こども家庭部児童相談所(所長)
		藤井 孝文	こども家庭部こども若者政策課(代理、課長補佐)
		金原 正剛	こども家庭部幼保支援課(課長)
		渡邊 仁	こども家庭部幼保運営課(課長)
		横井 通文	こども家庭部中央福祉事業所児童家庭課(課長)
		恒川 洋代	健康福祉部浜名福祉事業所社会福祉課(課長) <Zoom 参加>
		山本 隆久	健康福祉部天竜福祉事業所社会福祉課(課長) <Zoom 参加>
		生田 望	健康福祉部健康増進課(母子保健担当課長)
		柴田多美子	健康福祉部障害者政策課(課長)
		木下 隆史	健康福祉部障害者支援課(課長) <Zoom 参加>
		二宮 貴至	健康福祉部精神保健福祉センター(所長) <Zoom 参加>
		久保田尚宏	健康福祉部中央健康づくりセンター(所長) <Zoom 参加>

	坂本田佳子	健康福祉部浜名健康づくりセンター（所長）＜Zoom 参加＞
	松下 留実	健康福祉部天竜健康づくりセンター（所長）＜Zoom 参加＞
	鈴木 勝久	健康福祉部中央福祉事業所社会福祉課（課長）＜Zoom 参加＞
	小椋 雅彦	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第一課（課長）＜Zoom 参加＞
	木本 誠一	健康福祉部中央福祉事業所生活福祉第二課（課長）＜Zoom 参加＞
	鈴木 健	学校教育部指導課（課長）
	中村 美紀	市民部UD・男女共同参画課（課長）＜Zoom 参加＞
	小山 東男	こども家庭部子育て支援課（課長）
	鈴木由紀子	こども家庭部子育て支援課（家庭支援担当課長）
	伊藤 祐実	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞
	加々美仁美	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞
	柏原真由子	こども家庭部子育て支援課（配偶者暴力相談支援センター）＜Zoom 参加＞

4 次第

（１）開会

（２）こども家庭部長挨拶

（３）議事

【公開】

① 報告

ア 令和７年度 浜松市における児童相談対応の状況について

イ 令和７年度 要保護児童対策地域協議会について

ウ 浜松市児童虐待防止対策の推進について

エ 令和７年度 はままつオレンジリボン運動活動報告について

オ 要保護児童対策地域協議会実務者会議ハンドブックの作成について

カ 市民及び関係機関からの相談受理対応について

キ 支援対象児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について

② 協議

（４）連絡事項

（５）閉会

5 会議録

1 開会 事務局	令和８年度 第１回浜松市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催する。 （資料確認） 事前に資料を送付させていただいている。 （会議成立の確認） 専門委員 18 名のうち 15 名の出席を確認。 浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第 7 条第 2 項に基づき、委員の過半数が
-------------	---

	出席のため、会議が成立していることを報告する。 それでは、議事に先立ち、浜松市こども家庭部長より挨拶を申し上げます。
2 挨拶 こども家庭部長	本日は大変お忙しい中、当会議にお集まりいただき、誠にありがとうございます。 皆様方には、日頃から本市の児童福祉政策の推進にご尽力、またご理解を賜りますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。 当協議会は児童福祉法に基づき設置されているもので、地域の要保護児童の適切な保護と要支援児童および特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関により構成されている協議会である。 支援対象児童等の健やかな成長を願って、市内の多くの機関の皆様には支援を検討いただいております。その中でも、代表者会議は、支援対象児童等の支援に関するシステム全体の検討や、要保護児童対象の施策などについて協議する場となっている。 さて、浜松市は昨年 4 月に新たな浜松市こども計画を策定し、「全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松」を基本理念とし、様々な政策を推進しているところである。また、令和 9 年 4 月の施行を目指して、浜松市のこどもの権利条例を今検討しているところである。先月にパブリックコメントを行わせていただいた。 また、相談体制の要となるこども家庭センターについては、妊娠期から子育て期に至るまで、細やかで切れ目のない包括的支援が行えるよう取り組んでいるところである。しかしながら、複雑化、深刻化する児童虐待や家庭の困窮などの課題は、行政の力だけでは解決することが非常に難しいものである。 こどもたちが発する小さなサインを見逃さず、迅速で適切な支援に繋げるために、本日お集まりの機関の皆様と、顔の見える関係性、また緊密な連携というものが不可欠となっている。 本日の議事には、市民及び関係機関からの相談受理対応について、支援対象児童等への支援における民生委員児童委員、主任児童委員との連携について、報告をさせていただきます。 支援の必要なこども、また家庭を早期に発見し、早期に介入、そして支援ができるよう、今後とも皆様方より一層のご支援ご協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。 限られた時間ではあるが、様々なお立場から忌憚のないご意見をいただきますようお願いをする。
3 構成機関の紹介 事務局	それでは、次第 3 の構成機関の紹介に移る。 <新しい委員の紹介>
事務局	本会議は浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第 4 条及び第 7 条第 1 項の規定により、会長であるこども家庭部長が議長を務めることとされている。ここからは、部長に議長をお願いする。
会長	議事に入る前に、会議の公開について、委員の皆様にお諮りする。本日の会議であるが、個人情報扱う案件はないので、議事は公開とするが、よろしいか。 (異議なしの声)
4 議事	それでは、次第 4 の議事に従って進行していく。

(1)報告 会長	まず、ア～エについて、子育て支援課から説明をさせていただく。 ウの浜松市児童虐待防止対策の推進については、新規事業や新たな取り組みに関して担当課からの報告となる。
子育て支援課 幼保支援課 児童相談所	<資料 1～4 に沿って説明>
会長	ただ今の説明に対して、委員の皆様から、ご意見ご質問等があればお願いしたい。
委員	13 ページの個別ケース検討会議の状況について、令和 7 年度実績で見ると、西エリアのケース会議が 15 回と少ないが、その理由を教えてください。
児童相談所	特に開催できなかったという事情等ではなく、地域的なばらつきがあったのではないかと思う。6 年度を見ると、北エリアが 11 件で、地域のばらつきが出ていると考えている。
委員	全エリアの実務者会議に障害者相談支援センターも入っている。障害者相談支援センターが入っているケースでも、センターが状況をあまり把握しておらず、開催になかなか結びつけられない、会議に出ているが発言そのものがあまりないような事情があるようだったら、人材育成のために、基幹相談支援センターからそのような研修や、取り組みを検討することは可能だと思うので、必要に応じて教えてほしい。
委員	5 ページの表 8 の虐待による一時保護で、一時保護委託の件数が、81 件、111 件、202 件ということでかなり大きな伸びを示している。その要因や委託先等の内訳を教えてください。
児童相談所	委託先の内訳について、先にご説明をさせていただく。一時保護委託の令和 7 年度の実績では、乳児院が 7 件、児童養護施設が 50 件、障害児入所施設が 29 件、里親が 85 件、医療機関が 19 件、その他は自立援助ホーム、グループホーム等で 12 件であり、合わせて 202 件になる。 一時保護委託が増えたのは、一時保護の件数が令和 6 年度よりもかなり増えたことと、乳児の一時保護も多く、医療機関や里親にお願いしたことが増加の要因である。 実際に令和 6 年度の里親への委託については 69 件だったので、ここでも件数が上がっていることと、医療機関は令和 6 年度 7 件だったのが 19 件に上がっている。その他の児童養護施設については、18 件だったのが 50 件になっていて、一時保護専用施設を活用させていただいたことがかなり大きいと考えている。
委員	以前から一時保護をしたくても、一時保護所が空いていないから無理というお話を伺うことが会議の席であった。また、私が最近聞いたケースで、浜松市のこどもを一時保護所に入所させることができなくて、静岡の一時保護所に入所させたケースがあった。一時保護所の方々は、本当に一生懸命やってくださっている。こどもたちがとても良い顔をしているケースを拝見すると、職員の皆様が本当に努力してくださっていることがよく分かる。定員はこのままで良いのだろうか、もっと増やさなくても大丈夫だろうか、気になっている。
児童相談所	令和 7 年度の一時保護所の稼働率は 86%ほどである。令和 6 年度は 67%であり、令和 7 年度は多かったと思う。要因として考えられることは、対応件数増加に合わせて増えたということもあるが、虐待に関わらず、養育困難を訴える保護者のこどもを

	預かることが多かった。割合としては、約 12%増加していた。 今後の状況も見ながら、定員のことも検討する必要があるかもしれない。今のご意見を、検討の際に活用させていただきたい。
委員	常々、一時保護所が保護所として機能していくところが、セーフティネットとしては脆弱だと、私も見ている。 預け先が里親やグループホーム等の地域に分散されていることは肯定的に捉えている。里親のご苦勞もあるが、また支えていただいている職員のご苦勞もある。こどもの側からすると、ケースによっては、地域に残って学校に通うことも可能になっている。一時保護所の機能区分を、一時保護所で預かる、または一時的になるべく近い地域で生活を継続しながら関係性を維持しながら支えていく家庭で預かる。乳児等のケースについては、乳児院のほかに、児童養護施設においても乳児を預かるように機能強化をしていこうということは、児童相談所とも話し合いをしているところである。その子にとって最善の一時保護先の選択肢が増えていく政策が望まれる。
会長	オの要保護児童対策地域協議会実務者会議ハンドブックの作成について、子育て支援課から説明をさせていただく。
子育て支援課	<資料 5 に沿って説明>
会長	今の説明に関して、皆様からご質問ご意見等をお願いする。
委員	ハンドブックワーキンググループ、それから実務者会議に参加している人の意見を聞いて、しっかり作っていただき、さらには、今年 8 月に研修会を開催していただき、ありがとうございました。 私もハンドブックを見させていただき、項目がしっかりと網羅されていると思う。 ところが、実際のケースでは、項目が綺麗に出てくるわけではなく、いろいろな部分が絡み合っていて、一度に情報が入って来るのではない。関係機関もいろいろと代わってくる。このハンドブックを作ることが目的というよりも、運用面がとても大事になってくると思う。実務者会議に私も出席しているが、なかなか時間がない中で件数も多いため、実務者会議では、アセスメントシートの検討までやっていない。実は、ケース対応を考えていくときに、調査アセスメント、そして援助方針、援助方針に対してどのような機関が関わっていくか。そのようなところがとても重要になる。ケースの主担当がこのハンドブックのアセスメントを運用の中でしっかりやっていけたらより良くなっていくのではないかと感じている。
子育て支援課	子育て支援課は家庭児童相談室を所管している。職員の研修等も実施しながらケースのアセスメントがしっかりできるように、また児童家庭支援センターのスーパーバイズの時間なども有効に活用させていただきながら、よりアセスメントが充実するように対応していきたいと思っている。
委員	本当に素晴らしいハンドブックができていて、私が見てもよく分かるようにとても丁寧に作っていただいたと思う。 ただ、作ったことが目的ではなく、これを使うこと、あるいは研修をすることによって、ケースのマネジメントがどのように変わったのか、それをどういう評価の視点でこれから評価していかれるのか。そのプロスペクティブな今後の評価の仕方、そのようなものを現場の声も聞きながら作っていただけるとありがたい。

会長	先ほどの4の今後の対応にもあるように、令和8年度第2回の要対協代表者会議で最終案提示となっているので、子育て支援課にご意見をお寄せいただければと思う。 続いて、報告のカ 市民及び関係機関からの相談受理対応について、子育て支援課から報告をさせていただく。
子育て支援課	<資料6に沿って説明>
会長	委員の皆様から、ご質問ご意見等があったらお願いします。
委員	相談時の対応について、早速取り組んでいただき、ありがとうございました。 今年度に入って、こども園・保育園の個別ケース検討会議をかなりたくさんやっていただいているというお話も聞いている。懇切丁寧に相談を受けていただいているということで、とても助かっていると聞いている。担当者が代わられても、継続して行っていたけると助かるので、よろしくお願いします。
委員	とても丁寧なご対応をしていただいている、早々にいろいろ変えていただいていることがよく分かった。 確認をさせていただきたい。他機関との連携や他機関への指導の方法を考えたときに、やはり迅速さを必要とする場合もあると思う。そういうときに、しっかりとみんなに諮ってからやりましょうということを強調してしまうと、遅れることがないのかなと心配になった。 また、今、作っていただいているこどもの権利条例の中に、こどもの権利擁護委員会をつくっていただいていることは、とてもありがたいと思う。その権利擁護委員会にできるだけ早く上げていただけるようなルートを作るためにも、やはり関係機関と調整をした上で必ず動くということだけではなく、急ぐ場合には、もっと迅速にできる方策も、各担当の方に残していただけるとよいと思ったので、その点もお願いしたい。
子育て支援課	相談を受けたとき、組織としてアセスメントや支援方針を考えている。案件に関して速やかに対応していくことは当然ある。その場合も、個人の判断ということではなく、組織として速やかに検討をしている。
会長	この内容に関しては、前回、委員から課題としてご提案いただいた。相談のたらい回しのような状況があったと思われるので、そのようなことがないように職員に周知徹底していくことと、傾聴がとても重要だと思っている。今後とも、職員全員がそのことを頭に置いて対応していきたいと思う。また何かあるようでしたら、ご意見をいただきたい。
会長	次に、支援対象児童等への支援における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携について、子育て支援課から説明をお願いします。
子育て支援課	<資料7に沿って説明>
委員	去年は、全国民児協の会合などと重なり、私自身が要対協代表者会議に出席できない状況があった。そのような中で、民生委員・児童委員、主任児童委員に対して、対象のこどもへの協力依頼があった。当初、浜松市民児協としては、民生委員の中にはこのような事柄に関する専門的な知識を持っていないので、大変心配をしていた。先ほどの報告にあったように、何回か協議をさせていただき、我々は市民の皆さんのある意味で最後のセーフティネットの存在ということを認識してきた。支援を必要とす

	る状況をなるべく早く発見し、それを専門機関に繋げる。繋いだ後、対象者あるいは対象の世帯がどんな形で健全に生活することができていくかを見守るということに、改めて思いを立ち返らせていただく中で、一緒に協力をしていくことになった。今、報告いただいた別紙の内容で、今後、協力をさせていただくことになったので、全ての関係の委員の皆さんにはご理解をいただいた上でお願いを申し上げたい。 民生委員の側の状況を少し申し上げておくと、委員の定数が 1345 であり、充足率は 98% に近く、浜松市は充足率がとても高い。しかし、昨年の 12 月 1 日から新たな任期に入り、新任の委員がほぼ半分が初めて民生委員・児童委員として活動することになった。以前は、おおよそ 3 年ごとの一斉改選で、3 分の 1 あるいは 4 分の 1 ずつぐらい新しい人が入ってきて、定年で退任していくことがあったが、今回は、新任率が高くなってきた。 民生委員は児童委員を兼ねることの中で、児童に対してどういう活動をするかという認識がなかなか高まるのが難しい。主任児童委員は民生委員より年齢が若く、主任児童委員の職責としての認識がなかなか高まるのが難しい状況もある。そのような中で、今回、このような形で改めてスタートをさせていただくつもりでいるので、ご理解をいただきたい。我々民生委員がやれることはやらせていただく。例えば高齢者に対しては、定期的に訪問をして安否確認をしたり、様子を見たりして見守っている。何かあれば、このような状況であったということを、専門機関にその対象者の日常の事柄の情報提供をする。 こどもに関しては、そこの家庭が心配なので見守ってくださいと言ってくれれば、そこに意識を向けて見守り、実はこういう状況があったというような細かなことも含めて情報提供するような協力体制、あるいは連携ということができるだろうと思っている。よろしくお願いします。
会長	本当に大変な中でご協力いただき、ありがとうございます。地域全体で協力し合っていけたらと思っているので、よろしくお願いします。
委員	民生委員・児童委員のなり手がいないということを聞いて、本当にご苦労されていると感じた。 そのような状況の中で、気づく、繋ぐ、見守ることを心掛けていただけるということで、とても心強く思っている。 今回、多様な内容を裏表 1 枚でまとめていただき、ありがたい。 繋ぐという意味でこれを見ると、電話番号が 189 しか書いてない。ハンドブックの通告の流れというところに、各こども家庭センターの電話番号が出ているので、それらの電話番号も入れた方がいいのではないかと思います。
子育て支援課	こども家庭センターの電話番号については、地区の民児協に回らせていただく際にこども家庭センターのチラシも一緒に配布をさせていただく予定である。それを保管・活用していただきたいと考えている。
委員	児童虐待に関して、今まで民生委員に対しては、いち早くということで、189 に電話すると、県の方につながってしまっていた。 そういう状況の中で、浜松市の民生委員・児童委員が、虐待があるのではないかと察知したときは、すぐに 189 ではなく、役所、あるいは地区会長につないでいくよう

	にしてきた。 したがって、切り替えをしていかなければならないと思う。今、おっしゃっていたように、なるべく早い形で、専門職につなぐことは必要なことかもしれない。一番につなげるところはどこかがしっかり明示されれば、そのように対応していく。
児童相談所	189 につきましては、確かに会長がおっしゃる通り、業務委託を行っている。24 時間 365 日、常にかかっているダイヤルということで、一旦受けるのは、専門の業務を引き受けている業者であり、その後、児童相談所へつなげていくことになっている。 浜松市の児童相談所では、24 時間 365 日で携帯電話を持っている職員もいて、緊急の場合には、そこにつなげていただくようになっている。 そのため、本当に緊急性がある場合、夜間でも土日でも、189 を活用していただくことをお願いしたい。
委員	閉庁日の場合、市役所の守衛室につなげということが、昔は基本だったように思うが、今おっしゃっていたように、189 がいつでもいいということなら、徹底をしていきたいと思う。
児童相談所	以前は、確かに守衛室だった。本当に緊急を要する場合、本当に命の危機なら、まず 110 番になると思う。そのあたりの判断がなかなか難しいと思う。
委員	児童虐待に限らず、家庭内のゴタゴタであっても、警察への連絡は当然だと思っている。 例えば、高齢者のことで包括へ繋げるか、生保の担当へ繋げるか。暴行の話になったら、まず警察につなぐのが基本だと思っている。そのあたりも明確に委員の皆さんにきちんとお知らせをしていくことが大切であると、改めて今日この会で認識をさせていただいた。
会長	こども家庭センターのチラシの中では、市の内容だけになってしまう可能性があるため、それ以外の機関も含めて、分かりやすいものができるかどうか検討してまいりたい。
委員	今回の終結ケースと再開ケースの分析をしっかりしたということは画期的だと思う。 ここのところでいろいろ問題が出てきたということだが、見守りという点では本当に民生委員・児童委員、主任児童委員が一生懸命やってくさるが、どんな形で終結していくか、終結せずにどう構築していくかという問題はやはりまだあると思う。 特に 18 歳で一応終結、区切りがあるのはいいが、18 歳より前に、支援の再検討を行うという流れもあると思う。しかし、実はどのぐらい前からやるべきか、どのぐらいかかるかというところが、もう少し議論が必要かなと思う。 私は 15 歳ぐらいで 1 回やった方がいいと思っている。15 歳から 18 歳は、今まで支援のシステムが本当に乏しい中で、やっとわかばプラスが出てきた。そして 15 歳から 18 歳で何が難しいかというと、アルバイトができたり、外へ出て行くので問題が分かりにくくなってしまったりして、見えにくくなっている。それなりに動くので失敗して、18 歳を超えて 19 歳か 20 歳で、もう破綻してしまったり、その後の大きな問題を起こしたりするケースがとて多いということが、我々臨床で見ているとある。 15 歳までと、15 歳から 18 歳までと、課題が違うので、支援のシステムを考えない

	といけない。 そういう点で、終結という問題もあるが、18歳で終結という段階のもっと前で何らかの検討をする必要があると思う。 そのあたりの検討をお願いしたいし、どのように考えているかをお聞きしたい。
児童相談所	15歳というと高校生年齢で、自分でいろいろ行動もできるし、アルバイトもしようと思えば、いろいろな仕事もできてしまうようなところがある。私たちの支援の形としては、例えば、施設であれば自立援助ホームがある。そういう枠に収まらない縛られたくない子どもに関しての対応には苦勞している。場合によっては、一時保護で繋げられればいいが、その枠にもなかなか収まらないというような苦勞はある。 子どもをどのように支援していくかは、児童相談所単体や医療機関単体ではなかなか難しいところはある。やはり関係機関が協力して対応できるように、もう少し義務教育等である程度制限ができるような時期に、ケース会議等で共有して、今後の対応をどうしていくのか、定期的開催し、意見を出し合って、支援を組み立てていけるようにしていきたい。また、児童相談所の中でも周知はしていきたい。
委員	この前の障害者自立支援協議会でも出ていたと思うが、やはり15歳で見ると、中央エリアで20ケースぐらいなので、全部で80ケース。ある程度問題が重そうなケースを何ケースか、問題が大きくなりそうだというケースを話し合い、点数化して、チェックリストでいいので、各相談支援事業所に定数化してチェックしてもらい、上からいくつかのケースをしっかりとケースカンファをやって、10ケースとか20ケース、カンファの時間を何曜日の何時からと決めて月に2回入れて、1ケースずつやっていけば24ケースぐらいできる。 15歳から18歳、その上の年代を見通した構築はまだできていないと思う。全国的にも、そこはしっかりしていない。15歳から18歳、その上の年代をしっかりやるという意味で、定期的集まってケース検討をしていく。行政がどのように仕組みを作っていくか考え、一番効率いいものにしてほしい。 結婚してからDVや虐待などを起こしたり、家庭が崩壊したり、借金まみれになったり、いろいろ問題を起こす子どもたちがその年代には隠れている。それを減らすことは、行政の経済的な意味でもプラスになる。地域が安定する意味でもプラスになるので、18歳の要対協の管理が外れるまでの3年間で、地域でシステムを作ってやれたらとてもよい。検討していただきたい。
子育て支援課	要対協ケースの終結時点で、個別ケース会議を行って終結していく流れについては、実際の実務者会議の中で浸透してきているのではないかと捉えている。 先生からいただいたご意見についても、所属するところが変わっていく直前での検討だと、なかなか次に繋がるのが難しいということもあるので、先生からいただいたご意見を十分検討させていただきながら取り組んでいきたい。
委員	終結前とはちょっと意味が違って、15歳から18歳のシステムの再構築をするための検討会をしたかどうかという提案である。
子育て支援課	ありがとうございます。
4 議事 (2) 協議	それでは、次第の(2)の協議に移らせていただく。 報告させていただいた内容、並びに要対協のシステム等を含め、ご意見などを頂戴

会長	したい。
委員	統計資料を本当に丁寧に出していただいてありがたいと思っている。とても参考になる。 各エリアで人数も違えば、世帯の構成などもかなり差がある。ひとり親は南エリアが多かったり、北・天竜エリアだと2世帯が多かったりするようなことは見てとれる。要保護児童対策地域協議会の中で、このような統計資料を基に地区ごとの特徴をつかんでいけたらいいと思う。この統計がそのようなことに繋がっていくといいなという思いをもった。この統計の出し方を、もう少し地区ごとの特徴を踏まえた発生割合やその地区ごとの構成割合が見えてくると、各地区の課題が出てくるのかなと思って拝見した。 質問としては、こどもの貧困率の直近の集計があれば、また各地区の統計があれば、教えていただきたい。
子育て支援課	手元にある資料で、令和6年3月にこどもの生活実態調査をした結果がある。それによると、生活困窮が6.9%ぐらいになる。令和3年に貧困計画を作ったときは8%台だったということを記憶している。 その困窮群というのは、調査対象の収入を低い方から高い方に並べて、その中央の所得のそのさらに半分の方が貧困群というような形で出した率である。
委員	17ページの子育て支援課のヤングケアラー相談窓口の設置というところであるが、相談件数がとても少なく、ヘルパーの派遣が少ない。そのようなことを考えると、実際にこどもたちがもっているニーズに合った相談支援ができる体制になっていないのかということが危惧される。実際に、外来で見ていると、どう見てもこの子はヤングケアラーだなというこどもはかなりの数がいる。こどもたちがもっと簡単にアクセスできるような方法を考えていただきたいと思う。 それに関連するが、ヤングケアラーのこどもたちを早期発見するには、学校の力が大きいと思う。 19ページの18番のところで、スクールソーシャルワーカーの人員を増やすように予算要求をするということが書いてあった。スクールソーシャルワーカーの方たちは時間外もお子さんたちのために走り回ってくださっていることを拝見している。先日、時間外はするなと言われたことを漏れ聞いて、こどもたちを支えていただいていることにあまりにも乏しいということと、あと全員が非常勤でいらっしゃるので、やはり有能な人材ほど早く辞めてしまうように見えてしまう。スクールソーシャルワーカーの予算を増やしていくという方向性であれば、ぜひ常勤化をしていただき、働きに見合っただけの報酬が得られるような地位を確保していただきたいと思う。
子育て支援課	ヤングケアラー支援についてお答えする。 令和5年度から相談窓口を開設して、コーディネーターを配置している。相談とともに、ヤングケアラーの周知啓発にも力を入れている。出前講座等も行っている。 こども自身がなかなか声を上げてアクセスしていくことが難しいのではないかと、民生委員・児童委員、主任児童委員の皆様や、いろいろな関係機関、支援機関の皆様に声を掛け、理解していただいていた。確かに、相談件数が少し伸び悩んでいるところはある。相談件数は少ないが、関係機関の方からの相談が主になって

	いる。ヤングケアラーの周知カードを、学校を通じて配っているが、相談に繋がるような対策を今後も検討していきたい。
指導課	スクールソーシャルワーカーについてのご意見、ありがとうございます。 おっしゃる通り、スクールソーシャルワーカーは、学校のため、こどもたちのために使命感を持ってやっていただいている、教育委員会としても学校としても、貴重な存在である。スクールソーシャルワーカーは、現在の任用が会計年度任用職員ということで、週 30 時間の勤務になっている。例えば、訪問支援などで遅い時間に対応が必要な場合は、就業時間を遅くしたり、時間が長くなった日については他の日の勤務時間を調整したりしている。4 週間の中で、平均して週 30 時間となるように調整していただくような工夫をして対応している。スクールソーシャルワーカーの皆さんには、多くのケースを抱えてやっていただき、頑張っている。正規職員、常勤化については、現在、指定都市市長会や指定都市の教育委員会協議会などから国に教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすることを強く要望している。今後も強く要望していくことを考えている。
委員	よろしくお願いします。 国を待たずに、浜松市として考えていただきたい。実際に、サービス残業されているので。
委員	今日は、本当にいろいろな情報をありがとうございました。 資料はたくさんあって、状況が分かる。実態の状況が虐待だったり、いろいろなケースに出てきたりする状況は、その担当されている方は、いろいろな知恵とエネルギーと技術を使って対応されていると思う。 私たちは、予防する側で、日頃見ているこどもたちの中から早期に発見する。 ことが起きてからよりも、なんとなく気になるという段階で、どれだけ細かく自分たちが見ていくかがとても大事だと思っている。 いろいろなケースについて、このように見立てをして、このようにアプローチしたという実績をまとめ、このようにやるとうまくいく、ここを少し外すと難しくなるなど、実践を積み重ねて検討していく。先ほど言われた民生委員・児童委員が初めてというと、本当に分かるまでにとっても時間が掛かるので、そのようなポイントが分かるものがよい。 大人になってバトンを渡すときの支援や、その視点をたくさん持てる人が多くなればなるほど、活用できるのではないかと思いますので、実践をまとめることも検討していただきたい。 先ほど、児童相談所がトラウマインフォームドケアの研修を進めているということだが、いろいろな障害、問題があるお子さんたちがいて、難しい中に、愛着の問題やトラウマの問題を理解していただいたうえで見ていかないと、アプローチがずれてしまう。今、障害の部門でも言われていて、トラウマインフォームドケアの研修を、児相の方が受けているが、それを地域に広げていくということまで想定される中でやってもらえるのか、教えていただきたい。 やはりこどもと関わっている人たちが基本的な知識として持たなければいけない部分を整理しながら、みんなが共通言語を持てるような仕組みを一緒に取り組んでい

	けたらいいと感じたので、よろしくお願いします。
児童相談所	トラウマインフォームドケアの知識は、児童相談所だけが持っても駄目で、この地域のあらゆる機関の方々がトラウマの眼鏡で見る視点を持てることが目標。 児童相談所は、その取り組みを昨年度の途中からやり始めたところで、児童相談所内に広げるのにも少し時間がかかると感じている。将来的には、要対協の共通言語となるぐらいになっていければいいと思っている。
会長	最初の方の質問で、支援する側の皆さんの実績を積み上げてまとめているのは、子育て支援課になる。支援の参考になるようなものをお示しできたらいいなと思ったので、検討していきたい。 本日、予定されていた議事は、これで終了とさせていただきたい。 本日は、それぞれの立場からたくさんのご意見いただき、ありがとうございました。 浜松市のこどもを守るネットワーク作りに参考にしていきたいと思う。こどもの最善の利益を確保していくために、より広く、複数の視点で関わりを持っていくことが重要であると考えている。 要対協の事務局である子育て支援課および各調整機関においては、支援対象児童等への適切な支援が図られるための連携が行われるように、関係機関との調整を進めていきたい。 また、機関の代表である委員の皆様においては、本日の内容を所属の方々にぜひお伝えいただきたい。 今後も浜松市要保護児童対策地域協議会へのご協力をお願いしたい。
5 その他・連絡事項 事務局	最後に、机の上に置かせていただいた資料について、簡単に説明させていただく。
子育て支援課	机の上に、黄色のヤングケアラー研修会のチラシと、三つ折りのリーフレットを置かせていただいた。 ヤングケアラーを理解するための研修会を10月27日に、地域情報センターで開催する。会場以外にオンライン参加も可能なので、所属の方やご関心のある方に周知していただければありがたい。 また、浜松市のこども支援と子育て支援のリーフレットであるが、今年度の初めに出来上がったものである。 これは、主に子育て支援課等、こども家庭部で行っている子育て支援策を、学校の先生方にも知っていただき、必要なこどもに案内していただきたいという思いで作成したものである。先ほど話があった、スクールソーシャルワーカーにもご協力いただき、校内で活用のための周知をしていただいた。 また、学校のさくら連絡網を使って、全ての保護者の皆様にデータを送付させていただき、共有していただく取り組みをした。 さらに、こども家庭センターでも、必要な対象者の方に配布し、活用を進めている。関係機関において、必要があれば、子育て支援課に連絡いただきたい。
事務局	今回の代表者会議は、令和9年の2月の下旬から3月上旬の開催を予定している。日程が決まったら、事務局より連絡をさせていただく。

<u>6 閉会</u> 事務局	それでは、以上をもちまして、令和 8 年度第 1 回浜松市要保護児童対策地域協議会 代表者会議を閉会する。
----------------------------	--